

高森町過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

令和3年（2021年）9月

令和4年（2022年）12月改訂

令和5年（2023年）10月改訂

－ 熊本県高森町 －

目 次

1	基本的な事項	
(1)	高森町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	11
(2)	その対策	11
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	12
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	12
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	15
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	20
(4)	産業振興促進事項	21
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	21
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	22
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	22
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	23
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	24
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	29
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	34
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	36
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	36
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	37

(2) その対策	3 7
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	3 8
9 教育の振興	
1. 学校教育	3 9
(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	4 0
2. 社会教育	4 0
(1) 現況と問題点	4 0
(2) その対策	4 1
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	4 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 4
10 集落の整備	
1. 集落の機能	4 5
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
2. 活力ある地域づくり	4 5
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 6
3. 住民主役のまちづくり	4 6
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 6
11 地域文化の振興	
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	4 8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 8
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	4 9
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 9
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	5 0
(2) その対策	5 0
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	5 1

1 基本的な事項

(1) 高森町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

高森町は九州のほぼ中央にあって熊本県の最東端に位置し、南部は宮崎県西臼杵郡、東部は大分県竹田市に接しています。熊本市からは約 45km の距離にあり、阿蘇くまもと空港から約 25km、九州自動車道熊本 I・C から約 33km の距離にあります。東西約 22km、南北約 17km、総面積 175.06 km²の広い町土を有する農山村地域です。阿蘇の外輪山が南北に走り、阿蘇カルデラ内に拓けた標高 500～600m の比較的緩やかな傾斜をなす高森・色見地区と、外輪山外側の波状急傾斜を背景とする標高 500～800m の野尻・草部地区に二分される特徴的な地形をなしています。8月の平均気温が 25°C 程度の高冷地で、降雨量が年平均 2,400mm 程度と多雨な気候であり、雄大な景観を持つ冷涼な高原地帯です。

本町は、昭和 30 年の町村合併促進法に基づき、旧高森町、色見村、草部村の 1 町 2 村が合併し誕生しました。さらに昭和 32 年、野尻村の編入により新高森町が発足しました

集落形態は、高森・色見地区にあっては高森地域の商店街を中心として、その周辺に農家が点在し、野尻・草部地区は河川の流域や山間の地に点在して集落を形成しており、令和 3 年 3 月末現在で 2,899 世帯、6,197 人が居住しています。

次に交通網は高森駅を始発とする南阿蘇鉄道をはじめとして、国道が南北に伸びる 265 号と東西に伸びる 325 号があ

ります。また、町管内を走る県道は主要地方道竹田五ヶ瀬線を含む 10 路線があります。

このうち国道はほぼ整備がなされているものの、近年、大型車の通行に伴う路面の損傷が顕著であり、舗装補修が欠かせない状況にあります。

県道については、竹田五ヶ瀬線と津留柳線の道路改良事業が進められています。

町道は 202 路線、総延長 270km に達し、年次計画に基づき改良を進めているところですが、改良率は 61.6% に留まっており、まだ地域の要望に応えられていない状況です。未舗装町道についても整備が急がれるところでありますが、舗装済の町道も年々老朽化が進み、維持補修についても計画的に行う必要があります。

イ 過疎の状況

平成 27 年の国勢調査人口は 6,325 人で平成 22 年の 6,716 人と比較して 5 年間で 391 人、5.8% の減少となっています。人口の転出超過による社会減と死亡数が出生数を上回る自然減の双方が要因となっており、特に人口の転出超過による社会減は、高齢者を支える若年層（生産年齢人口）の転出によるものと考えられます。

このような中で、生活・生産基盤である道路交通網の整備、農林水産業等の振興、生活環境施設整備、観光資源の開発、住民福祉保健の整備、地域振興・住民生活の向上のために、積極的に施策を継続していくかなければなりません。

基幹産業である農林業の状況について見ると、農林業センサスによる農家数が平成 27 年に 479 戸であったのが、令和 2 年には 376 戸と 21.5% の減少となっており、農業従事者の高

齢化も相まって今後も大幅な減少が予想されます。

教育・文化においては、老朽校舎及び体育館等の施設整備、学校統合、諸団体等の育成をはじめとして積極的にその振興に努めてきましたが、今なお統合により未使用となった各種施設の老朽化に対する対応が求められています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

生活基盤の整備状況は、徐々に改善が図られてきたところではありますが、広大な山間部を有する本町にとっては、改良・舗装等振興施策に占める割合は高く、依然として道路交通基盤、生活環境基盤、情報通信基盤及び産業基盤の整備が重要です。

人口減少や少子高齢化に対応するため、子育て家族を支援する環境を整備するとともに、高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、生きがい活動等の取り組み、疾病予防・介護予防を推進するとともに福祉・医療サービスの基盤整備を進める必要があります。

経済の活性化に向けた熊本連携中枢都市圏などの交流や連携の推進、また、伝統文化、歴史、自然などの地域資源を活用した地域づくりやコミュニティ組織など町民との協働のまちづくりも必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査に基づく人口の推移を見ると、昭和 35 年の 13,652 人をピークに昭和 50 年には 9,352 人と 1 万人を切り、減少率が鈍化しているものの、人口流出は依然として続いており、平成 27 年には 6,325 人まで減少しています。

0 歳から 14 歳人口については、昭和 35 年と平成 27 年を比較すると 86.5% の減少となっており、出生率の低下等の原因により年齢階層別でも最も高い減少率を示しています。

15 歳～64 歳については、昭和 35 年から昭和 45 年の高度成長期に働き盛りの人口流出が現れ、その後急激な変化はないものの減少の一途をたどっています。

また、平成以降の 0 歳～14 歳の減少率は極めて増加傾向にあり急激な少子化傾向が見られるようになっています。

これに対して、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 35 年と平成 27 年を比較すると 288.3% と大きく伸びています。特に平成 2 年から平成 7 年の間には、20.0% と大幅な伸びを示しており、平成 27 年では高齢者率が 38.7% に達し高齢化の進展が顕著に現れています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

① 農 業

本町の農家戸数は、平成 22 年には 558 戸であったが、平成 27 年には 479 戸、令和 2 年には 376 戸と 10 年前に比べ約 67% 減少しています。

農家人口を見ると、令和 2 年度は 728 人で平成 27 年に比べ 151 人 (17%) と大幅に減少し、また、就業人口中、女性の占める割合は、平成 27 年には 43.0%、令和 2 年には 41.4% と減少してはいるものの、依然女性の役割は大きいものがあります。

次に耕地の利用状況では、耕地面積 1,112ha で、田 439ha (39.5%)、畑 638ha (57.4%)、樹園地 35ha (3.1%) となっており、普通畑が大部分を占めています。作物は水稻、野菜、

たばこ、穀類、飼料作物が主であり、ハウスを利用した園芸作物、花卉類の栽培も増加傾向にあります。また樹園地では、リンゴ、ブドウ、ブルーベリー等が栽培されています。

今後の課題としては、標高が高い上に降雨量が多いという本町特有の気象条件を活かし、土地利用型の農業経営のみならず、施設園芸への転換や、耕畜連携による多様な生産の推進が課題です。

② 林 業

本町の林家戸数は令和2年に56戸で、平成27年の127戸と比較して44.1%減少しています。令和2年における林野面積は13,389haで総面積の76%を占め、国有林821ha、民有林は12,568haです。民有林のうち人工林は8,263ha 人口林率65.75%となっています。

③ 商 業

令和2年度に本町が独自に行った地域経済等分析調査によると、本町の総所得は約262億円。それに対し本町が得る付加価値(GRP)は約162億円となっており、内約14億円が来町者や企業からの買い物消費や観光消費によるものです。約100億円が町外に流出していることになりますが、町内産業が経済活動を行う上で町外支出が主な要因となっています。

④ 工 業

平成30年工業統計調査に基づく、本町の従業者数4人以上事業所数は13事業所で、5年前に比べ3事業所減少しています。業種別に見ると、食料品が3事業所、木材業が1事業所、プラスチック・輸送用機器が2事業所、飲料・繊維・土石・金属・生産用機器が3事業所などとなっています。

一方、総従業者数は343人となっており、製造品出荷額は80億546万円で、前年に比べ約11.8億円、17.2%増加しています。

企業誘致については、積極的に推進した結果、工業団地において4社が進出し、企業活動を展開しているところです。

表 I-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	13,652 人		10,444 人	-23.5%	9,352 人	-10.5%	8,806 人	-5.8%
0 歳～14 歳	5,342		3,181	-40.5	2,284	-28.2	1,913	-16.2
15 歳～64 歳	7,462		6,238	-16.4	6,003	-3.8	5,738	-4.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,901		1,842	-36.5	1,690	-8.3	1,537	-9.1
65 歳以上 (b)	850		1,025	20.6	1,065	3.9	1,155	8.5
(a)/総数 若年者比率		21.2%	17.6%	—	18.1%	—	17.5%	—
(b)/総数 高齢者比率		6.2%	9.8%	—	11.4%	—	13.1%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,531 人	-3.1%	8,069 人	-5.4%	7,703 人	-4.5%	7,300 人	-5.4%
0 歳～14 歳	1,801	-5.9	1,589	-11.7	1,336	-15.9	1,089	-18.5
15 歳～64 歳	5,428	-5.4	4,967	-8.5	4,552	-8.4	4,108	-9.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,220	-20.6	991	-18.8	901	-9.1	851	-5.5
65 歳以上 (b)	1,302	12.4	1,513	16.2	1,815	20.0	2,103	15.9
(a)/総数 若年者比率	14.3%	—	12.3%	—	11.7%	—	11.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	15.3%	—	18.8%	—	23.6%	—	28.8%	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,081 人	-3.0%	6,716 人	-5.2%	6,325 人	-5.8%
0 歳～14 歳	921	-15.0	758	-17.7	725	-4.4
15 歳～64 歳	3,835	-6.6	3,631	-5.3	3,146	-13.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	819	-3.8	675	-17.6	551	-18.4
65 歳以上 (b)	2,325	10.6	2,327	0.1	2,451	0.5
(a)/総数 若年者比率	11.6%	—	10.1%	—	8.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	32.8%	—	34.6%	—	38.7%	—

表 I -1(2) 人口の見直し

区分	年齢区分	2025年		2030年		2035年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0~14歳	488人	8.8%	422人	8.3%	381人	8.1%
	15歳~64歳	2,509人	45.6%	2,260人	44.5%	2,060人	43.9%
	65歳以上	2,504人	45.5%	2,393人	47.1%	2,246人	47.9%
	合計	5,501人		5,075人		4,687人	

区分	年齢区分	2040年		2045年		2050年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0~14歳	350人	8.1%	318人	8.1%	284人	8%
	15歳~64歳	1,882人	43.8%	1,688人	43.4%	1,536人	43.7%
	65歳以上	2,060人	47.9%	1,882人	48.3%	1,689人	48.1%
	合計	4,292人		3,889人		3,508人	

(3) 行財政の状況

ア 行 政

少子高齢化社会、産業構造の変化、高度情報通信システムの整備など、本町を取り巻く社会情勢は急激に変貌を見せており、行政サービスに対する町民の要請も多様化しています。

高森町では自然環境を活かした観光、農産品のブランド化、高度情報化への対応など長期的な視点に立ち取り組んでいるところです。また、時代の推移とともに行政需要はさらに増大の一途にあり、これらに対応できる計画的、効果的な行政を執行していかなければなりません。さらに、行政事務の効率化、職員の資質向上に努め適正な行政運営が必要です。特に権限委譲等により、増大する事務量に対処するため、職員配置を考慮し組織の整備を図ってきましたが、組織の機能向上に一層努める必要があります。

人事管理面においては、優秀な人材の育成、確保、適正な職員配置、研修機会の提供など、職員資質の向上に努めてきましたが、さらに強化推進することにより、政策形成能力を持った職員の育成を図る必要があります。

一方、事務処理の合理化は、高度情報化社会の進展に伴い、OA機器の利用技術等ますます高度化している状況にあり、これに的確な対応を図ることが望まれます。OA機器の機能を十分に活用し、多様化する住民ニーズに応えるべく、今後の業務増大に伴う職員増を極力押さえ、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図っていくことは、時代の要請するところであり、地方公共団体に課せられた重要課題であると考えます。

行政の広域処理については、住民生活圏の拡大に伴い衛生処理はもちろん、老人福祉施設等についても広域処理を行ってきました。しかし、高齢者人口の著しい増加に対応するためには広域処理のみならず民間施設利用の推進を図る必要があります。また、阿蘇広域行政事務組合消防署の発足により、消防、救急行政の飛躍的前進を見るに至りましたが、自治体消防の存在も重要であり、なお一層の機械器具、施設整備に取り組まなければなり

ません。一方、緊急情報伝達システムとして設置した防災行政無線、消防機器の老朽化に伴う整備及びそれらの取り扱い技術の向上に取り組むとともに、自治体消防団員の確保と資質の向上に努める必要があります。また、災害時の高齢者や要配慮者などの避難態勢については自治会単位での協力が不可欠であり、今後地域の避難訓練等をとおして自主防災の組織作りを推進していきます。

① 行政組織

今後、ますます多様で高度化することが予想される町民ニーズに柔軟・的確に対応できる行政システムを確立するために、事務事業評価による見直しを行い、行政組織に課せられた役割を認識するとともに、最重点課題である住民福祉サービスの向上を一層図るよう組織機構を改善しました。さらに、職員の能力開発と、能力が十分発揮できる組織体制の確立を図るため、必要に応じて町民の意向把握、執行部内職員会議の開催、外部専門家の協力等に基づき積極的な行政改革に取り組みます。

② 人事管理

人事管理の適正な運営には、職員の公務執行意欲の高揚と行政の効率運営に資することが大切です。団塊世代の退職に伴う職員の新規採用があったところですが、採用にあたっては、職員の年齢構成、男女構成の適正化を図り、長期的な視点に基づき、新規採用、中途採用等を含む、必要な人材の計画的採用を行ったところです。今後も職員の適正配置により創造的個性の活用に努めるとともに、能力主義に基づく人事をさらに実践します。また、昇給昇格についても人事評価制度の運用を検討していきます。

職員育成についても採用後5年を基礎能力の開発と適正を発見する時期として位置づけ、2~3年の期間で複数部門を計画的に経験させ、専門知識や経験をもった人材を育成します。また、職員の資質向上、能力、技術の開発のための研修を行い、特に複雑多様化する行政需要に対応しうる職員の資質向上を図る上からも、自治大学及び市町村中央研修など、実務面における研修を実施し、公務員倫理の確立、指導力のかん養に努めます。

これらの他、オンライン等も積極的に活用し各部門別に県及び外郭団体が実施する組織的研修会への出席、また、専門部局機関が行う実技研修にも積極的に参加します。

③ 事務処理

町民ニーズの動向、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）を着実に進めながら、現状事務処理の課題等に対応して、具体的な改善を進めるため、目標管理方式による府内体制の整備を図ります。

電算システムの継続的改善として、事務・事業の変化及び電算技術の進歩等に対応して、これまでの電算利用における問題点の整理などを行い、電算機の更新と増設、ソフトウェアの改善と更新を図ります。また、電算組織体制の中において適用上未処理の展開に応じた、段階的な訓練計画を実施し、他部門との業務処理システムの効果的な教育計画を作成し、適切な事務処理が行えるような人材養成を実施します。

イ 財 政

本町の財政状況は、財政調整基金残高が増加傾向にあり、近年は比較的安定している状況です。しかしながら、これまで減少を続けていた公債費は、情報通信基盤整備や災害復旧などの地方債元利償還金が本格化することから、今後は増加に転じていくことになります。また、今後も南阿蘇鉄道関連経費などの多くの費用が発生することが見込まれます。

このような財政状況の現状を踏まえ、歳入・歳出の徹底した見直しを行うことにより、自主財源の確保、歳出の抑制と重点化等、効率的な財政運営を図り、財政運営の基本である「最小の経費で最大の効果を」の原点に返り財政基盤の充実に努めなければなりません。そのため、次の施策を実施します。

① 財源の充実・確保

税においては、的確な課税客体の確保及び徴収率の向上に努めます。また、地方債の計画的な有効活用及び受益者負担の原則に立って、使用料・手数料等の適正化に努めます。

② 町単独補助金の見直し

補助金等交付規則に則り適正な補助・負担の在り方と事務効率を見極めた予算の執行に努めるとともに、終期の設定等による効率的運用を実施します。

③ 地方債の適正管理

借入限度額の遵守に努めるとともに、発行に当たっては将来の財政負担を中長期的に見極めたうえで対応します。

④ 財政健全化判断比率の判断基準の確保

4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）について、健全化判断基準値を超過しない財政運営に努めます。

⑤ 公会計の整備

国の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準型とし、町及び関連団体等も含む連結ベースでの公会計の整備に取り組みます。

⑥ 特別会計の合理化・健全化

独立採算性によることを基調として運営するとともに、財政健全化法に基づく一般会計との連結による財政運営を図る必要から、徹底した歳出の抑制と財源の確保を図るとともに、事業会計としての使命を果たすことのできる運営に努めます。

表 I -2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額A	4,877,677	4,884,429	5,835,418
一般財源	2,889,440	2,945,154	2,931,305
国庫支出金	911,608	517,694	704,765
都道府県支出金	315,549	493,854	546,230
地方債	359,900	306,490	947,942
うち過疎債	79,800	146,400	360,900
その他	401,180	621,237	705,176
歳出総額B	4,735,288	4,701,225	5,639,736
義務的経費	1,915,897	1,902,979	1,924,503
投資的経費	1,057,164	389,461	1,401,881
うち普通建設事業費	1,057,130	369,043	1,374,187
その他	1,762,227	2,408,785	2,313,352
歳入歳出差引額C (A-B)	142,389	183,204	195,682
翌年度へ繰越すべき財源 D	39,439	87,457	14,791
実質収支 C-D	102,950	95,747	180,891
財政力指数 (%)	0.223	0.220	0.240
公債費負担比率 (%)	19.2	15.4	14.4
実質公債費比率 (%)	14.8	7.5	5.7
起債制限比率 (%)	-	-	-
経常収支比率 (%)	80.5	79.7	87.8
将来負担比率 (%)	9.5	-	-
地方債現在高	5,021,413	4,695,317	5,039,730

(注) 1 上記区分については、地方財政状況（総務省自治財政局財政調査課）の記載要領による。ただし、実質公債比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく数値を使用する。

表 I -2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道 (m)	62,152	62,152	62,152	258,723	265,662
改良率 (%)	34.1	37.9	52.4	57.4	61.5
舗装率 (%)	33.9	65.4	87.2	93.0	96.0
水道普及率 (%)	84.3	87.4	94.5	95.1	96.2
水洗化率 (%)	-	4.3	19.4	35.9	57.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	5.7	8.8	9.1	6.7	3.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、急激に進行する少子高齢化による消滅可能性自治体からの脱却すべき方策として、地域の強みや追い風を生かし、「高森流美しいまちづくりを通して、ずっと住みたいわが町をつくる」をコンセプトに平成 27 年に『高森まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、令和 2 年にはこれまで進められてきた施策の検証を行い、優先順位を見極めつつ「継続は力なり」という姿勢を基本にしたうえで、「将来の担い手となる子供たちに誇れる高森町」を目指した『第 2 期高森まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しています。『第 2 期高森まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、高森町総合計画後期基本計画（令和元年から令和 4 年の 4 年間）の下位に位置付けるもので、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「加速的に進行する人口減少」への対応を図るため、4 つの基本目標の下、「地域の持続的発展」につながる取り組みを進めていきます。

I 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

- 都市圏に所在する出版社等との「エンターテインメント業界と連携したまちづくりと地域の新産業創出の協同事業実施に関する協定」に基づいて、本町の情報通信基盤施設を活用した、漫画制作等に関連する新たなビジネスが生まれる取り組みを推進するとともに、漫画クリエイター受入れ拠点施設運営等に関連した地場産業の振興を図ります。
- 本町の基幹産業である農林畜産業の振興策として、広大な耕地と国内有数の牧野及び水源涵養機能を持つ森林を基盤とした恵まれた環境における、21 世紀型生業と嘗為の農村地域を目指すとともに、商工業・食・観光業と連携した新たな食農産業の創造と産業間交流に関する新規計画の策定により全ての産業活性化を図ります。

II 高森町とのつながりを築き、新しい人の流れを作る

- これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、起業・就業や住居及び子育て・教育等の 移住の受け皿に関する民間企業との連携事業を含めた総合的な環境整備を行うほか、移住イベントへの参加等による地域情報や魅力の発信により移住者数の増加を図ります。
- 本町への関心を高め、関わりを築くことが、地域の担い手確保や将来的な移住を決めるきっかけにつながることを踏まえ、継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、民間企業や個人による寄附等により本町の地方創生に関する取り組みへの積極的な関与を促すなど、本町への資金の流れの創出・拡大を図ります。

III 高森町での結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 自然環境豊かで高速通信網情報基盤施設を活用した国内最先端の I C T 教育を受けることができるなど、本町ではストレスフリーな環境のもとで子育てが実現できることを広く周知・ P R し子育て世帯及び若年層の移住・ 定住化を図ります。
- 本町における子育て支援センターの拡充とともに、将来を担う子どもと高齢者が共存する場所を整備することにより、衰退化している地域コミュニティの充実を図ります。

IV ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○多様な人々が訪れ、交流し、活力を育むため、町内各地域で伝承されてきた文化や豊富な自然環境等の誇れる資源をブラッシュアップし、本町の特性を活かした魅力ある持続可能な地域づくりを図ります。

○高齢者の運転免許証返納や山間部地域等の日常生活機能の格差解消のため、熊本地震により被災した南阿蘇鉄道の全線運行再開を目指し、高森駅周辺再開発事業による環境整備等により、二次交通を含めた公共交通網形成の充実を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

雇用の確保

評価指標	基準値(R2)	目標値 (R7)
企業参入（連携含む）	1 社	2 社以上
新規就農者数	1 戸	5 戸

人口の社会増の実現

評価指標	基準値(R2)	目標値 (R7)
転入者数	226 人	276 人 (50 人増)
転出者数	260 人	250 人 (10 人減)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、中間評価（令和3年度～令和5年度）と最終評価（令和3年度～令和7年度）を実施し、「高森町総合計画」及び「第2期高森まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果検証及び本計画の事業実施状況に応じて、過疎地域の持続的発展に必要な対策の見直しを行い、必要に応じて本計画の改定を行うとともに、達成状況を公表することとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

余暇時間の増大とゆとりある生活への志向、環境意識の高まり等を背景にして、地方への訪問機会を増やしたいという都市住民も多くなっています。また、都市部からの受け入れとして、豊かな自然を体験できる民泊も実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日帰り体験などといったメニューを検討していく必要があります。

関係人口は地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流を通して新たな価値の創造やイノベーションにつながり、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、その増加を目指した各種取り組みの推進を図ります。

一方で、都市部の住民の関心を獲得するための地域資源の活用や、効果的な情報の発信が求められています。

イ 人材育成

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく集落自体の存続が懸念される地区が生じています。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

① エンタメ業界との連携協定に基づくクリエイター移住促進

漫画等のエンターテインメント創作活動を行う国内外のクリエイターを自然環境の豊かな本町内に設置されている拠点施設に移住者として受け入れ、移住の促進及び連携協定事業の展開を図ります。

② 空き家バンク等の住宅情報提供体制整備

空き家バンク制度による登録を促進するとともに移住希望者に情報提供を行います。

評価指標	基準値 (R2)	目標値 (R7)
国内外クリエイターの移住	0 人	10 人（5ヶ年分の累計）
空き家情報登録制度による空き家登録数	4 件	10 件（5ヶ年分の累計）

イ 人材育成

地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進します。

評価指標	目標値(延べ人数)	
	R 2	R 7
過疎地域の地域おこし協力隊の人数（人）	30	50

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	空き家改修移住・定住促進事業	高森町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空家等対策計画に基づく補助事業 エンターテインメント業界と連携した協定事業	高森町	
	地域間交流 人材育成	日本で最も美しい村連合事業 人事交流事業		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

① 農業

本町の営農類型は、畜産、米、野菜を主要作物とする複合経営であり、特に高冷多雨の気象条件を生かした野菜づくり、果樹・園芸と広大な原野を生かした肉用牛生産基地としての評価は高いものがあります。また、世界農業遺産の認定を受け草原を基本とした、褐毛和牛（あか牛）等の畜産業や、草資源を活用した堆肥の生産・利用による農作物の生産等で、注目を集めています。

農業基盤は、各種事業を活用し生産基盤近代化事業等に取り組み改善整備に努めていますが、地域が広く自然的・経済的条件が相互に結び付き農地の整備が立ち遅れています。また、道路網においても、国・県・町道の整備や広域農道の整備によって幹線は暫時改善され、末端農道の整備については、5割助成措置等により整備を進めていますが、改良しなければならないものも多く残されています。このことは、農産物の輸送、農業機械利用及び収益性の問題、農地の高度利用の面からも重要な課題です。

また、労働時間も他産業と比べて長時間であるなど厳しい就労条件や、農業者の高齢化の進行、有害鳥獣の増加による農家の耕作意欲の低下などにより、耕作放棄地が増加しています。これからは農地中間管理機構等を活用した農地確保・集積をさらに進めて、遊休農地等を利用した輪作による安定的な収穫体制を確立する必要があります。

しかしながら、本町の農家戸数は平成27年には479戸でしたが、令和2年には376戸と減少の一途をたどっています。過疎化の進行に伴う後継者の確保は、経営安定の為に必要不可欠であり、今後の農業の行方を大きく左右する問題であり、育成・確保に努める必要があります。また、近年は集落営農を基本とした農事組合法人も設立され、新しい形態の後継者も生まれています。

② 林業

令和2年における林野面積は13,380haで総面積の76%を占め、国有林812ha、民有林は12,568haです。民有林のうち人工林は8,263ha 人工林率65.75%で郡内随一の面積を誇っており、現在間伐を中心とした施業が行われていますが、間伐の実施率がコスト高、材価の低迷、林業労働力の不足等により低下している現状です。森林は、水資源のかん養機能をはじめとする多面的機能を備えていますが、健全な林分に導き、蓄積を高め、多面的機能を十分に発揮できる森林にすることが今後の重要な課題です。

しかしながら、豊富な森林資源は戦後の拡大造林等の人工林を中心として次第に熟成度を増し、ほとんどが、主伐・間伐の適期を迎えており、これらの資源を基盤として国産材の供給力を強化していくことが重要となっています。

こうした事態に対応するため、町主体の林道、森林組合主体の各種作業道の整備を進めていますが、不足している状況です。今後さらに整備を行うとともに、林業労働力の不足に対応するための林業機械の近代化も併せて進めております。

これまでの林業は農林複合的経営がなされ、財産保持的疎放な施業が実施されてきま

した。こうしたことから、種々雑多な品種・目的・施業がとられ今日の森林地帯を形成してきました。今後は植栽品種の選定・主伐木における材木の利用目的、施業体系等の統一化を図り、銘柄材としての高森材を売り出すための様々な施策が必要となってきます。幸い本町には特産のヒノキ「ナンゴウヒ」があり、現在阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会を立ち上げ、高森町のみならず阿蘇地域一体となって市場関係者、購買者に対し材質の優良性をPRし、他のヒノキとの違いを鮮明にして高価格にて販売できるよう取り組んでいます。また、生産目的材に応じた育林後の講習会を開催するなど、次の世代を見越した造林形態の確立に向け、取り組んでいます。

③ 水産業

本町における水産業は内水面漁業であり、五ヶ瀬川上流の清流及び地下水を利用し、ヤマメ、マスを主体とした養殖が行われています。これらの川魚は高級料理の材料として重宝がられてきましたが、大衆化が進み、町内では観光と結び付けた田楽等の郷土料理にセットされた形で、その味覚が好評を得て需要の増加をみています。

また、美しい渓谷を利用したヤマメ、マスの放流による自然釣り堀も県内外からの観光客が増加しています。

イ 商工業

工業は、従来からの自然立地型の木材製品と土石、食料品が主体で、事業主も零細で雇用力も弱いのが現状です。このような現状の中で、若者の定住化と町の活性化を図るために、積極的な企業誘致活動の展開により平成9年度までに県外から4社を誘致し、自動車部品製造を主に操業を行っております。また平成10年には地域産業としての健全な発展を図るために、誘致企業間の連絡協議会を発足し活動を続けています。

商業集積ゾーンは、かつては南阿蘇の中心地として商店数の多さはもとより、行政、金融機関、バス、鉄道の交通拠点施設が集まる宿場町として栄え、今なお周辺地域への商品やサービスの提供に大きな役割を果たしています。

このような中で、既存商店街の中小小売業は駐車場の未整備や消費者ニーズの変化、売上の低迷、後継者不足による廃業や空き店舗の増加が大きな問題となっています。

一方、販売形態も多様化し、小売業（個店）を取り巻く情勢は激しく変化し、また、モータリゼーションの発達とともに近隣町村の大津町や菊陽町などの大型店の価格破壊に伴った消費流出が著しく進んでいます。

このような状況の中、商業・サービス業等の振興策として中小小売商業の活性化は最大の課題であり、環境の変化に対応した助言・指導の充実とともに経営の近代化を図り、訪れた多くの観光客も含めた集客への対策が必要です。

商業は、地域住民への豊かな消費生活の提供という役割だけでなく、定住化を促進し、活気に満ちた快適なまちづくりのうえでも重要な役割を担っています。今後は消費者ニーズの多様化に応えられるよう店舗改装やサービスの向上など個店の経営近代化と経営努力を促進していく必要があります。また、個人商店の対応だけでは限界があり、商店街全体でとらえた環境整備が必要で、町並に空間を取り入れるなど生活や文化の情報提供を図

るコミュニティ機能を備えた、高齢者にも快適でしかも気軽に買い物ができる賑わいのあるまちづくりといった中心商業ゾーンの形成が必要です。

ウ 観光の振興

令和元年の年間観光入込客数は 777 千人で、熊本地震の影響で落ち込んでいた観光入込客数も地震前の水準まで持ち直し、国際的な観光地阿蘇の一角を担っているところですが、本町の質・量とも恵まれた観光資源からすると、やや少ないと感じる一方、今後かなりの可能性を秘めているといえます。

次に日帰り、宿泊客の割合を見ると、9 割以上が日帰り客であり、通過型の観光地であることを示しています。また、県内、県外客の入込割合は 6 : 4 となっており、本町の地理的条件や交通条件から熊本市や福岡、大分、宮崎県からの日帰り型の観光が多いということを示しています。

また、月別の観光入り込み客数を見ると、8 月、4 月がそれぞれ多く、次いで 5 月、7 月、9 月、10 月、3 月、11 月となっており、2 月、1 月、12 月の冬季の入り込み客が少ない状況です。

熊本地震以降観光入込客数は堅調な回復を見せていましたが、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う外出自粛等の影響により、観光客数が激減し外国人観光客の入込も見込めない状況となり、観光入込客数減少の下支え及び after コロナ期の観光客取込が喫緊の課題となっています。

エ 情報通信産業

急速な情報通信技術の発展や社会情勢の変化に伴い、移住・定住への関心が高まってきています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、空き家や町有・廃校施設等を活用したテレワークの推進、サテライトオフィス等の施設整備、企業誘致を行うなど、情報通信技術が雇用創出という面からも有効なツールの一つとして活用の可能性が求められています。

(2) その対策

ア 農林水産業の振興

① 農業の振興

農業を取り巻く諸情勢は極めて厳しく、規模拡大と生産性向上の立ち遅れや、農村の高齢化、後継者の不足などが進行している現状です。地域産業の根幹をなす農業の持続的発展を図るためにには、当面の諸問題を的確にとらえて、農業構造の原点からの再編成が必要です。今後の対策の基本的な考え方として、

1. 適切な土壌管理に基づく土づくり
2. 後継者の発掘・育成と農用地の利用集積
3. 地域及び営農の実態に応じた集落営農など生産組織育成
4. 有害鳥獣から農作物を守る
5. アグリセンターによる有機農業の推進

以上の5点を重点項目として、本町の特性を生かした多彩な農業生産の展開と他産業並みの所得や生活のゆとりを確保ができるような生産性の高い自立経営体を育成し、農村地域の生活環境の整備に努力します。

② 林業の振興

林業の採算性の向上を図るため林道・作業道開設の助成を行い「儲かる」林業をめざします。

今後、更に効率的な森林施業の実施を図るため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業を実施することが必要となっていることから、森林組合等と連携し事業の展開を図っていきます。

また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用し、適切な森林管理を推進します。

③ 水産業の振興

水質に適した食用魚の維持拡大を図り、水産業所得の向上、レクリエーション観光資源としての強化充実を図ります。また、ヤマメ、マスを利用した食のメニューづくりを行い、需要の拡大を図るとともに、養殖産業経営の近代化による生産性の向上を助長し、需要の動向に即した生産を促します。

イ 商工業の振興

① 中小企業の振興

本町の企業は、地域産業と深い関わりをもって根付いた事業所がほとんどであり、これらの既存産業の振興を図るためには、それぞれの自助努力を基本に、国、県の施策との連携を進めながら、補助制度、融資制度の活用を促し、経営基盤の強化に努めます。

② 工業基盤の整備

地域に適合した地場産業の振興を推進するための産業の開発、育成に努めます。原料供給が考えられる農林業への波及、農閑期の雇用機会の拡大等による定住化の促進を図るとともに、流通や観光への展開も促進します。

③ 人材の育成と交流共同事業の促進

地元企業、商業の経営者、後継者及び技術者などの人材の育成を図るとともに異業種間交流事業を進め、技術水準の向上や消費者ニーズへの対応力の向上などを促進します。

④ 商業核の形成

商業環境は、昭和62年、国道325号（旧バイパス）沿いに共同店舗がオープンして以降、大きく変化しました。これまで商業中心地であった四つ角周辺から国道325号（旧バイパス）沿線を中心に商業核が移行していきます。これに伴い既存の中心商店街では廃業や空き店舗が増えてきている現状にあり、商店街の「にぎわい」を取り戻すための方策として新たに市街地活性化の計画を進めなければなりません。既存商店街への町外からの新規事業所誘致等を行い、商業ゾーンの中心地域としての快適で賑わいのある市街地をめざします。

⑤ 商業経営の近代化

商業近代化の基本方針を明らかにするため、商工会及び商店会との連携を図り、商業近代化計画などの将来のビジョンづくりを促進します。消費者ニーズの多様化、情報文化に対応した近代的な経営に向け、経営者の自助努力と意識の高揚を図ります。

⑥ 魅力ある町並み商業ゾーンの形成

商業ゾーン内の路面及び歩道の改修を計画し、高齢者や買物客にやさしい憩いの空間を備えた、快適で魅力ある中小商業ゾーンの形成を図ります。

⑦ 商店街の環境整備

既存商店街のイメージアップを図るため、個性のあるデザインの推進を図り、高齢者・身障者に対応した公衆トイレの設置、高森駅周辺を核とした駅前商店街の開発や中心市街地の空き地・空き店舗を利用したポケットパークや共同駐車場の確保など、観光客吸引のための誘導対策を進めます。

⑧ イベントの開催

商店主、若手後継者、地域住民が一体となった風鎮祭や湧水トンネル七夕まつり、夜市、味まつりなどとともに、地域伝統芸能の活性化を図り、観光的イベント戦略の展開を図ります。

⑨ 商工会、商業団体の育成強化

商工会、商業団体の組織強化活動の充実を図り、経営指導員による経営相談や企業診断を促進します。また、講演会などを通じ情報交換の場をつくり、経営近代化のための支援体制の強化に努めます。

⑩ 経営基盤の安定化と金融の円滑化

商業の環境変化や情報化に対応すべく中小商業の事業活動を適正に把握し、国・県の各種融資制度の積極的活用ができるよう商店経営者等に対して支援します。

ウ 観光の振興

① 観光資源の整備開発

本町の地域構造は、外輪山の内側と外側で東西2つに分けられます。さらに、入り込んだ地形によって様々な表情を見せ、観光資源もその中に点在しています。今後の計画では、各地区に特徴を生かしたゾーンイメージを与える、各観光資源のブラッシュアップを行います。今後、観光資源のブラッシュアップ、着地型旅行商品の造成等をとおし、多彩な観光資源を結び付けた、奥行きの深い観光地としての整備を図ります。

② 九十九曲がり高森自然公園

県下でも有数の桜の名所、高森自然公園（九十九曲がり峠）は約6,000本の桜があり、標高差を利用して植えられた桜は開花状況が一目で分かり、近年名声を高め、毎年観光客の増加につながっています。今後、町木である「ヤマザクラ」や「ソメイヨシノ」の植栽や保存等の整備を図り、「桜まつり」等のイベントを充実するとともに、観光資源としてのブラッシュアップを行いサイクルコースの造成・旅行商品の造成等により、一層の集客に努めます。

また、この公園は阿蘇の野の花など高原地帯にみられる高山植物の宝庫であり、今後野草園的なゾーンとしての位置づけも行い、阿蘇連峰に対峙したスケールの大きい公園化をめざしていきます。

③町の中心ゾーンの整備

高森地区は、まちの中心です。町の人口の半数が住み商業施設の集積も高く、南阿蘇鉄道の始発駅がある地区です。整備の基本的な方針は、町の中心としての性格を再確認し、賑わいと活力を取り戻すこと目標とします。その手立てとして、高森駅前を中心に数多く点在する資源に整備を加え、空き家・空き店舗の活用等、一つひとつの魅力を高めていくとともに、それぞれが重複しながら地区の賑わいを取り戻す整備や修復を進めます。

④高森湧水トンネル公園

トンネル内湧水は、白川の最源流に位置し、常時毎分 32 トンの湧水があり、高森地区の貴重な水瓶として生活、農業、環境用水等に活用されています。このことから、水利施設として管理保全に努めるとともに、町の財産としてはもとより水の大切さを学ぶ教育の場として活用できる整備を進めています。

また、水辺空間を活かし、親水広場、遊歩道、水辺植物の植栽等、調和のとれた一体的な整備を図るとともに、民間団体との連携による夏の「七夕まつり」、冬の「クリスマスファンタジー」などのイベントを計画し、地域住民の憩いの場、都市部住民との交流の場として提供することで地域の活性化を進めています。

⑤色見地区を中心とした交流の場づくり

根子岳を望む色見地区は、広大な自然環境を背景に宿泊施設（休暇村南阿蘇、ペンション、鍋の平キャンプ場、休暇村オートキャンプ場）、各種スポーツ施設（テニス、グラウンドゴルフ場、パークゴルフ場）、学習施設（野草園、ビジターセンター）、郷土料理店（田楽、地どり、あか牛）、温泉など、多彩な観光レクリエーション機能が集積されている地域です。

朝からの「高森一日観光」が可能になるよう、これらの観光資源間の連携及び町内他地域との連携を推進します。

⑥草部地区の観光振興

この地区には日本三大下り宮「吉見神社」があり周辺には眺望や紅葉がすばらしい奥阿蘇大橋、自然の清流を生かした釣りセンターなど隠れた観光資源も多くあります。また草部トンネル一帯にあるオートキャンプ場、特産品加工場、物産館は指定管理者のもとに新たなる観光客誘致が図られており民間活力の導入により入り込み客数の通年性の確保を図ります。

なお、既存の公園や神社、文化財、史跡等を個々の観光資源と観光施設を結ぶルート設定を進めます。

そのほか、郷土文化や伝統の保存・学びの場を確保するとともに、特産品直売所やクラフト体験収入による地域の自立した組織運営を行い、地域住民所得の向上及び新たな人の流れを創出します。

⑦ 野尻地区の観光資源

野尻地区は本町の最東端に位置し、典型的な山村風景を残しています。当地区の観光資源は自然であり、訪れた人々の心を和ませてくれます。中でも神秘的な水面を持つ大谷ダムをはじめ、多々野原公園、川上神社、越敷岳、ウソグイの滝、胡桃原台地などスケールの大きい観光資源が点在しています。文化や産業の展開、交流の機会づくりなど、自然条件を生かした奥行きの深いプランづくりを進めます。

⑧ その他の計画の具体的目標

1. 観光型農林業の開発と特產品づくり

世界ジオパーク、世界農業遺産に認定された阿蘇地域の一角としての強みを生かし、観光と地域の農林業との連携を図って、高森町観光立町推進計画に基づき、体験型、参加型の新たな着地型旅行商品の造成を進めるとともにグルメ志向などにあった特產品開発に取り組みます。

2. 観光ルートの整備充実

既存の観光資源や、新たな観光施設の有機的なつながりをもたせるため、歴史、文化の探訪や自然とのふれあい、参加、体験などの観光客の趣味、志向によって選択できるような観光ルートの設定を進めます。また、観光資源へのアクセス道路の整備や道ごとにテーマをもたせた道路整備、地域にあった案内板設置（サイン計画）、駐車場の確保など環境整備に努めます。

3. 観光イベントの推進

主要なイベントである「湧水トンネル七夕まつり」「風鎮祭」「新酒とふるさとの味まつり」「桜まつり」「湧水トンネルクリスマスファンタジー」等を官民一体となって充実させ、歴史や文化、産業などの特性を生かすとともにSDGsを推進し、マイクロツーリズムやインバウンド向け等時代・ニーズに併せた周遊キャンペーン等を実施し、観光客の増加を図ります。

4. 情報サービスの充実

南阿蘇をベースとして、観光協会の体制強化を図り、阿蘇郡市内の市町村や宮崎県高千穂町及び大分県竹田市等との連携を図るとともに、観光ホームページの充実やメディアを使った観光情報の提供に努めます。

エ 情報通信産業

町内全域に整備されている超高速ブロードバンド環境を最大限活かし、空き家や町有施設等を活用したテレワークの推進、サテライトオフィス等の施設整備、企業誘致を行うことにより、移住・定住の促進や雇用の確保、地域活性化を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	有害獣防除対策事業 中山間地域等直接支払交付金事業 多面的機能支払交付金事業 火入れ対策事業 畜産振興補助事業 農業農村整備事業 森林整備地域活動支援交付金 間伐材供給安定化緊急対策事業 ナンゴウヒ植林助成金 山村活性化支援交付金 (ナンゴウヒブランド化) 町有林整備事業 林道整備事業 治山事業	高森町	
	(4) 地場産業の振興 試験研究施設 流通販売施設	草部郷土資料・体験館整備事業 高森町道の駅整備事業	高森町	
	(7) 商業 その他	エンタメ連携施設整備事業 総合体育館等施設整備事業 総合グラウンド等整備事業	高森町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光サイン整備事業 湧水トンネル公園整備事業 遊歩道等整備 高森峠千本桜環境整備事業 高森町観光交流センター改修事業 イベント事業(風鎮祭・七夕まつり等)	高森町	

	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	新規就農支援事業 生産性向上事業 スマート農業総合推進対策事業 広域鳥獣クラウドシステム事業 森林クラウド整備事業 ブランド化推進事業	
	観光	観光コーディネーター養成事業 地方創生推進交付金事業 キャッシュレス・消費者還元事 業	高森町
	企業誘致	エンタメ業界との連携協定事業 地方創生テレワーク交付金事業	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進 区域	業種	計画期間	備考
高森町全域	製造業、情報サービス業等、農林水產 物等販売業、旅館業など	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）（3）のとおり

ウ 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣市町村との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報処理技術や通信技術の急速な発展により、コミュニケーションの手段である文字、音声、画像情報の高品質化、高速化、大容量化や双方向通信が一般家庭においても利用されるなど、情報通信の技術革新により私たちの生活はめまぐるしく変化しつつあります。

本町では、都市部との情報格差の解消と「情報共有・共感」の推進を目的として、平成25年から平成26年にかけて町内全域超高速ブロードバンドが整備され、都市部と同等の情報通信環境が実現されました。民間事業者による光通信網運営方式を借り受け、行政情報の提供やICT教育等を推進しており、平成27年からはCATV（たかもりポイントチャンネル）によるテレビ放送を庁舎内に専用スタジオを設け、町内の話題や議会中継などの様々な行政放送を発信しています。

今後も発展する情報通信技術を自治体の行政効率化だけでなく、魅力ある地域づくりの手段としてとらえ、地域活性化や住民福祉の向上に積極的に活用する取り組みが必要です。

(2) その対策

本町の民設民営による情報通信基盤施設の更なる機能充実を図るため、町内全世帯の加入（契約率向上）を推進するとともに、町民総意のまちづくりに向けた各家庭との双方向通信が可能なスーパーシティーの実現を目指します。

多様な人々の想像・創造力の融合による創造社会とされるSociety5.0を推進することで、地域経済の発展と社会的課題の解決を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業 防災行政無線戸別受信機整備事業	高森町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 その他	情報通信基盤整備事業 オープンデータ活用による情報公開事業 ケーブルテレビ局等との情報相互交流事業	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 通通信体系の整備

本町の国道は、南北に走る 265 号と、東西に伸びる 325 号で総延長 23km、一方、県道は、主要地方道 3 路線、一般県道 7 路線で、総延長 64km となっています。

このうち国道 2 路線は、整備が完了しております。また、県道熊本高森線は俵山トンネルと高森工区の開通により、交通量がかなり伸びてきている状況であります。

また、町道は 202 路線 270km で、令和 3 年 4 月現在の整備状況は、改良済 164 km (61.6%)、舗装済 256km (96.1%) です。年次計画により改良を進めているものの、改良率は伸び悩んでおり、地域の要望に応えられていない状況です。

これらの道路においては、施設の老朽化が進んでいることから、安全安心を確保するため、計画的な維持補修も必要となっています。

イ 交通確保対策

本町の公共交通機関は、鉄道とバスがそれぞれ運行しています。

このうち、鉄道については、南阿蘇地域の基幹交通の役割を担う南阿蘇鉄道が昭和 61 年 4 月に第三セクターとして運行しています。道路状況の改善に伴う自家用車の普及や通勤・通学、地域の人口減少により落ち込みを見せるものの、外国人観光客を中心に定期外の利用が伸びを見せ、年々増加傾向の状況にありました。しかし、平成 28 年熊本地震の影響により、利用人数は震災前の 2 割と著しく落ち込んでいる状況です。

また、市民のきめ細やかな輸送サービスを担う町民バスにおいても、過疎化、少子・高齢化の進行等の影響を受け、山間部を走る路線において利用者の減少傾向が強くなっています。厳しい状況下での運行を強いられています。このため、平成 26 年度より山間部の路線の一部を乗合タクシーへ移行し、財政面における負担削減を図っています。

公共交通機関の役割は、自家用車等の交通手段を持たない高齢者、児童生徒にとっては日常生活において必要不可欠なものであり、公共交通機関の維持は、生活路線としての機能のみならず、観光振興ひいては地域振興にも関わる重要な課題として広域的な観点から再検討をする時期を迎えているといえます。

ウ 地域間交流の促進

これまでのように単にイベント型観光に偏重せず、本町に数多く存在する自然・歴史・文化産業等の地域観光資源を最大限に活用し、公共交通機関を利用した広域的な回遊性と流動性を高め、地域滞在体験交流型観光の振興による地域活性化並びにタウンツーリズム、グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進を図る必要があります。

(2) その対策

ア 通通信体系の整備

道路は住民生活のうえで必要不可欠なものであり、産業経済の発展はもとより教育文化の交流の源です。幹線道路の整備は、順次行われていますが、まだ、不十分であり、今後とも

道路改良及び舗装を積極的に進め、日常生活のニーズに応えるべく整備を図ります。普通路線の整備については、新規整備のみならず、利便性の高い道路整備に努めます。

また、道路の損傷・劣化等を将来にわたり調査・把握し維持管理のコスト縮減・平準化に係る施設の長寿命化施策等に今後も取り組み、適切な維持管理に努めます。

① 国道

国道 265・325 号に、表示板及びカメラ等設置による整備が完了し、より安全安心な幹線道路となりました。

国道 265 号の上色見地区に在る上色見熊野座神社付近を改良し、地域住民はもとより通行車両の安全が確保できるよう推進します。

国道 325 号においては、年次計画により路面補修及びトンネル内の点検補修が行われております、今後も住民のニーズに沿った道路維持を推進します。

② 県道

県道は主要地方道竹田五ヶ瀬線及び県道津留柳線の改良促進期成会が結成されていることから、県との連携・協力を図りながら、その目的達成に向けた取り組みを推進します。

一方、主要地方道熊本高森線の俵山トンネルと高森工区の完成により、熊本市内と本町を結ぶ重要な生活、観光路線としての役割が大きく期待されます。

なお、県道高森波野線、県道高森竹田線はカーブが多く、幅員も狭小のため県との連携を図り隨時拡幅改良を推進します。

また、県道の適正な維持管理も推進します。

③ 町道

町道については、集落と国・県道に通ずる路線、集落と公共公益施設を結ぶ幹線道路の改良を行い、住民の利便と安全性を考えた道路の整備により生活の向上を図ります。

また、今後も整備基本計画に基づいた安全で優しい道路網を形成するため、点検調査と適切な維持管理を実施し、道路環境の整備充実を図ります。

イ 交通確保対策

鉄道・道路ネットワークを最大限活用し、地域住民のニーズに対応した持続可能な公共交通網の構築に向けた取組を進めます。鉄道・バス等、各公共交通機関の役割を明確化し、効率的かつ持続可能な交通網を確立するとともに、交通機関同士の連携を強化し、利便性の向上を図ります。

鉄道は、沿線住民の生活路線としての利用のみならず、「トロッコ列車」をメインとして観光客の利用が増加傾向にあることから、生活・観光両面からの利用促進を図ります。

また、観光と連携したまちづくりを推進する為、高森駅周辺地区を最重要拠点として位置づけ、観光客の利便性や安全性を兼ね備える拠点として整備を進めます。バス運行については、運行回数、運行経路、利用料金の見直しをはじめとした、継続するための検討と取り組みを進めます。

南阿蘇地域と熊本地方を結ぶ移動手段として、また、生活交通、観光振興などの柱として、利便性の向上のための施策を図り、利用客増に結びつけるなど経営改善に向けた取り組みを推進します。

ウ 地域間交流の促進

地域間交流の図るため、南阿蘇鉄道及び町民バスを中心にJRやリムジンバス、南阿蘇地域間の運行バス等の公共交通機関との連携を整備し、地域内外へのアクセスの効率化を図ります。また、主要施設への誘導サインの充実や、まちめぐりマップ等の作成により、町外からの自家用車を利用する場合のアクセス強化に努めるとともに、ツーリズムスポットの充実も図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道 路	上村山線道路改良事業(L=420m) 色見環状線道路舗装整備事業(L=250m) 須坂・尺司線道路改良事業(L=105m) 戸狩・角河原線道路整備事業(L=210m) 昭和・豆塚前線道路舗装整備事業(L=600m) 上森・冬野線道路改良事業(L=260m) 森・林線道路改良事業(L=270m) 草川原・前原線道路改良事業(L=160m) 大村環状線道路改良事業(L=275m) 天神・前原線道路改良事業(L=420m) 横町地蔵・西蓮寺線排水施設改修事業(L=95m) <u>掛干線道路整備事業(L=150m)</u> 橋梁補修及び架替事業 高森町無電柱化推進事業	高森町	
	(5)鉄道施設等 鉄道施設	南阿蘇鉄道高森駅周辺整備実施設計 南阿蘇鉄道高森駅周辺整備工事 高森駅前防災用駐車場用地取得費 南阿蘇鉄道再構築事業	高森町	
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	町民バス運行特別対策事業 地域公共交通調査事業 地域公共交通再編推進事業 地方公共交通運営整備事業 南阿蘇鉄道経営安定負担金	高森町	
	(10)その他	単県道路整備事業（負担金）	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道及び飲料水供給施設

令和3年3月末における町営水道施設の現況は、簡易水道施設8ヶ所(給水人口5,736人)飲料水供給施設9ヶ所(給水人口224人)で、水道の普及率は96.2%となっています。

また、草部・野尻地区においては、地区単位(1~20戸)で維持管理している地区水道施設が14ヶ所(給水人口237人)あり、過疎の進行と高齢化により、施設の維持管理が困難になっており町営化への要望が強くなっている現状であります。

さらに町営施設、地区施設においても布設後40~50年が経過しており施設の老朽化により段階的に更新の必要な状況です。このため町民・需要者に安心・安全な飲料水を安定的に供給するためには、地区水道施設の町営化移行による水道未普及地域の解消が必要となってきます。しかし、地理的に散在した集落のため、施設の統合一本化が困難であります。

また、健全な水道事業会計を維持・運営するためには、投資と費用の節減及び収益の見直しが必要であり、町営化された地域においても基本料金体制が異なっているため、料金の一元化を図り地域間料金格差の是正を図る必要があります。

イ 一般廃棄物処理施設

① し尿処理

令和2年度におけるし尿排出量の処理内訳は、処理施設1,274k1、浄化槽2,622k1で、合計3,896k1となっています。し尿処理については、阿蘇広域行政事務組合の処理施設を行い、許可業者の収集により住民の要望に対応しています。

② ごみ処理

平成26年度におけるごみ排出量の内訳は、可燃ごみ1,430トン、不燃ごみ49トン、資源ごみ203トン、粗大ごみ8トンで合計1,690トンとなっており、阿蘇広域行政事務組合が南部中継基地で一時収集し大阿蘇環境センター(未来館)において処理しています。可燃ごみについては破碎処理により固形燃料として再利用し、それ以外のごみについては、処理業者に委託しています。

ごみ問題としては、不法投棄による水質汚染、環境破壊等への影響が懸念されています。このような問題に対応するためには、ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進など循環型社会への変換が求められており、家庭内のリサイクル対策や地球環境や自然環境に関する個々の意識の高揚など住民、事業者、行政が連携しながら取り組んでいかなければなりません。

ウ 生活排水処理

令和2年度末の浄化槽普及率は約53%となっており、平成27年度末の約42%から上昇してはいるものの、白川・五ヶ瀬川・大野川の源流域としての水環境を保護するためには、一層の浄化槽普及を図る必要があります。

エ 消防・防災

火山活動の活発化による火山噴火災害の態様は、溶岩の流出をはじめとして爆発、火碎流、噴石ガスの流出、降灰、土石流など多岐にわたっています。本町は、世界最大の複式火山「阿蘇山」を有していますが、幸い、阿蘇の火山活動では、溶岩流出の記録はなく、噴石、降灰、火碎流の災害となっています。しかし、雲仙岳のような大規模な火碎流等の災害にいつ遭うかわかりません。そのためにも、噴火災害を防ぐには、平成29年10月に策定した「総合防災マップ」を基本に、詳細にわたる防災計画の整備、警戒、避難、誘導体制の確立が必要です。

① 消防・救急業務の推進

消防組織は非常備消防で、団員330名（条例定員）、司令車1台、軽小型自動車ポンプ車1台、軽小型ポンプ積載車2台、小型ポンプ積載車16台で、常備消防である阿蘇広域消防本部とともに地域全体の防災活動にあたっています。

近年の社会情勢の変化に伴い、団員減少や高齢化の問題が生じてきており、団員の確保が困難となりつつあるため、退職団員により有事の際に対応できる機能別消防団員として活動しています。

② 治山・治水

本町は阿蘇山の中央火口丘群の南側斜面、その外輪山の中腹部及び九州山脈祖母山の西側に位置するため年間の降水量が多く、さらに火山灰が堆積した土壤と急峻な地形により災害の発生しやすい条件にあります。特に、戦後の拡大造林により急傾斜地等地形を考えずに植林が行われており、また、適期での間伐等の管理の遅れから山地崩壊が多く発生しています。

また、土砂災害警戒区域（急傾斜地）57箇所、土砂災害警戒区域（土石流）22箇所、山腹崩壊危険箇所31箇所、崩壊土砂流出危険箇所55箇所、道路危険箇所37箇所、溜池危険箇所1箇所があるため、重点的な防災対策が必要あります。

オ 交通安全対策

本町の交通事故件数は、令和元年に件数14件、死者1人、負傷者18人、令和2年には、件数12件、死者2人、負傷者20人と近年は多少の増減はあるものの、ほぼ横ばい状態にあります。このことは、交通安全運動の推進や交通安全施設など、各方面にわたり交通安全対策を総合的に推進したことの結果ですが、今後とも事故件数の減少に向け、引き続き交通安全に対する意識の高揚を図り、交通環境や交通安全施設の計画的な整備を推進する必要があります。

カ 住宅の整備

本町における公営住宅の所有状況は、令和2年度末現在で公営住宅232戸、特定公共賃貸住宅6戸、貸付住宅12戸、計250戸を保有するに至っています。

しかし、対応年数を経過した住宅については老朽化が進み、更には規模狭小、浴室や合併処理浄化槽等不備なものも数多くあります。また、駐車場、団地内公園等の環境整備が遅れています。新設団地入居者との間に格差が生じているのも問題となっています。

このため早期に建替え事業を開始し、入居者が安全にして快適な生活を送れるよう、人にやさしい住宅環境づくりを目指します。

また、近年は夫婦共働きによる所得の向上が見られるようになり、中堅所得者層が増加していることから、特定優良賃貸住宅の整備拡充、入居者の高齢化に伴う既設住宅の改修等、高齢者や身障者等の住みやすい環境づくりを図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 簡易水道及び飲料水供給施設

町民に安全な飲料水及び安定した生活用水の確保・供給を行い、より良い生活環境づくりを目指します。その方策として、年次計画により老朽化した施設の改修・改善を行い、水の安定確保・供給を行います。また、町営化を希望する草部・野尻地区に散在する地区管理水道施設の町営化移行、受け入れを行います。今後の水道事業経営・運営にあたっては地方公営企業法に基づいた、公営企業会計への移行を行い、水道資産の把握及び継続的な事業運営のための水道料金改定が必要となります。

イ 一般廃棄物処理施設

① し尿処理

生活環境の改善と自然環境保全のため、し尿処理については阿蘇広域行政組合施設での処理を継続して行います。

② ごみ処理

ごみの減量と再資源化のため、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別収集の周知徹底を図り、環境に対する住民への意識啓発を進め、生活環境の保持や公衆衛生の向上に努めます。主要対策としては、各種団体を対象に、ごみ処理施設（大阿蘇環境センター・未来館）の見学を実施することにより、分別収集の必要性を周知します。

また、不法投棄の防止に向け消防団や監視員と連携を図り、監視活動の強化に努めます。

ウ 生活排水処理

白川、大野川、五ヶ瀬川の最上流である観点から、生活排水による水質汚濁を防止するため、高森町合併処理浄化槽設置整備事業に基づき、浄化槽の普及を図ります。

エ 消防・防災体制の整備

① 防災意識の啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、災害から身を守り、財産を守ることができるのは自分自身であることを住民一人ひとりが認識し、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を身につけ、自主防災に心がけることが重要であることから、地域ごとに自主防災組織の活動の活発化を推進します。

また、町全体の防災意識の向上のためには、自主防災組織等の住民組織の広がりを始め、事業所における防災体制の確立も必要であり、そのためには、関係各機関の協力による防災教室の開催や、地域防火の要である消防団員への多様化する災害に対処する技術の習得のため、消防学校等の訓練施設等に派遣し教育訓練を行います。

② 災害情報の収集・伝達

災害情報を迅速かつ的確に収集するためには、各防災関係機関との相互連携を強化し、防災無線、ポイントチャンネル、エリアメール、SNS、広報車、消防団員の巡回等により住民へ伝達します。また、災害発生時の情報伝達手段、避難の手段や経路などを住民に迅速に周知します。

③ 医薬品等供給体制の強化

災害時における住民の避難、食料、飲料水、医薬品などの供給体制並びに防疫体制については、町職員及び消防団が協力し、地域防災計画書に基づき住民の安全を確保するため迅速に対応します。

④ 救急業務体制の強化

救急業務体制については、常備消防である阿蘇広域消防本部が対応し、救急車搬送を基本とし、状況に応じてドクターヘリや防災ヘリの要請を行い、複雑多様化する救急業務の効率的な運営を目指します。

⑤ 防災施設の整備強化

消防水利は、集落ごとに整備するのが理想であり、住宅密集地においては用地の確保などが困難なため、消防機械器具の整備強化を図ります。既存の防火水槽は耐震性ではないものが多くあるため、町事業として、耐震性貯水槽への更新を進めていくこととします。

⑥ 消防団員の確保

消防団組織の再編強化や消防力向上のための施設や設備の充実を図っていくとともに、初期消火の重要性から、自主防災組織と連携した防災訓練等を通じて、地域消防活動の充実を図ります。

⑦ 治山・治水対策

地域住民の生命と財産を守るため、国・県の協力と理解のもと河川の整備、急傾斜地の崩壊防止、洗掘防止などの治山・治水事業を推進し、農地はもとより山林、原野の保全に努めます。土石流危険地域においては、標識等を設置し危険箇所の周知を行い、災害発生時の避難対策を図ります。

また、山地崩壊等に対する国・県治山事業の予算拡大の要望を積極的に行い、国・県による治山事業を計画的に実施し、山地崩壊に対処します。

オ 交通安全対策の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、総合的な計画の下に交通安全施設を整備し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図ります。

また、子どもとお年寄りの交通事故の防止を重点として、実情に応じた交通安全教育を推進します。

カ 住宅の整備

本格的な長寿社会へ向けた、高齢者や身障者にやさしい住まいづくりを推進し、低所得者への良好な居住環境を備えた公営住宅の供給を目指します。

主要施策として、平成 16 年度に策定した「住宅マスターplan」及び「公営住宅ストック総合活用計画書」に基づき、老朽化した住宅の年次毎の建替え、既設住宅の改修、既存便所の水洗化、駐車場の整備や団地周辺の緑化等の環境改善を図るとともに、平成 26 年度に「高森町営住宅長寿命化計画」を策定し、新設・建替・維持保全・用途廃止等の手法を活用しながら町営住宅の現状を鑑み、町営住宅の長寿命化に係る取組を推進し、ゆとりある住生活の実現と安全で快適な住宅整備に努めます。

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	管路図作成システム事業 既設老朽管敷設替事業 メーター器取替事業（1,800 個） 水道施設町営化事業（一箇所） 公営企業会計システム等整備 水道事業資産整理事業 城山送水ポンプ整備事業 町内配水池水位計取替事業	高森町	
	(2)下水処理 施設 その他	合併浄化槽設置（125 基）	高森町	
	(5)消防施設	防火水槽整備事業（1 基） 小型ポンプ付積載車更新事業（2 台） 消防格納庫詰所新設工事	高森町	
	(6)公営住宅	町営住宅景観向上事業 町営住宅用途廃止及び集約建替事業	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 老人福祉

本町の高齢者比率は、平成 27 年 10 月 1 日現在（国勢調査）によると、65 歳以上人口が 2,451 人で総人口に占める割合が 38.8% となっており、県平均の 28.8%、全国平均 26.6% を大きく上回っています。また、令和 2 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口では高齢者の割合が 40.8% で一層高齢化が進んでいる状況です。特に山東部地域においては、高齢化率 57% を超え、ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯が急増しています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって住み続けられるよう、また、1 人で生活することが難しくなった場合には必要な介護サービスを受け安心して生活できるよう、体制を整えることがますます重要になってきています。しかし、一方では介護保険給付費の急速な伸びにより介護保険財政及び一般会計財政を圧迫している状況です。

イ 障がい者（児）福祉

町内における身体障害者手帳保有者は、令和 3 年 3 月末日現在 467 人で、人口の 7.6% を占め、内訳は肢体障害 259 人（7.5%）視覚障害 16 人（0.25%）聴覚障害 51 人（0.8%）、その他 141 人（2.2%）です。

また、療育手帳保有者は 120 人（1.9%）、精神障害者手帳保有者が 30 人（0.48%）となっています。

障がい者を取り巻く社会環境は、公共施設、民間施設ともに障がい者が利用するにはまだまだ不備な部分が多く、障がいへの配慮が必要です。また、障がい者が地域社会で安心して暮らせるよう就労の場の提供や住民意識の改革が必要です。

ウ 児童福祉

乳幼児人口は 205 人（令和 3 年 3 月末）で年々減少しており、特に草部・野尻地区ではその減少傾向が著しい状況にあります。内訳は、高森地区 154 人、色見・上色見地区 28 人、草部地区 9 人、草部北部地区が 4 人、河原・尾下地区が 5 人、津留・野尻地区が 5 人となっています。

出生数の減少に伴う少子化・核家族化の進行、また女性の就労の増加により、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化している現状から、子供たちの健全な育成と、安心して子供を生み健やかに育てることができる社会が求められています。

今後も、子育てと仕事の両立に対する支援を行うため、保育時間の延長、学童保育や子育てに関する相談、援助体制を継続し、保護者のニーズに応じた支援を進めていきます。

エ 母（父）子家庭

社会環境の変化に伴い、令和3年3月末日現在、母子家庭は47世帯、父子家庭8世帯、その他親のいない家庭1世帯となっており、今後もこの数は増加するものと予想され、時間外保育の必要性など、ソフト面での整備が遅れている現状です。

オ 低所得者対策

生活保護世帯は、令和2年12月末日現在31世帯であり、長引く経済不況の影響で、今後も低所得者が増えることが予想されます。

また、後継者のいない世帯では老後の生活は年金が主な収入源であり、生活費に不足を生じている現状です。

カ 社会保険制度

① 国民健康保険

令和2年度末における国民健康保険の加入世帯は1,092世帯、被保険者数1,822人で全人口に占める割合は29%となっており、年々減少傾向にあります。

このような現状の中で給付は、令和2年度年間受診総数30,233件（一般被保険者34,336件、退職者0件）となっており、年間総医療費は、782,524千円で一般被保険者782,524千円、退職者0円となっています。

一方国保財政については、令和2年度総収入額989,863千円で、国庫支出金72.8%、国保税16.9%、その他10.3%の割合となっています。国保税収納額は164,357千円で、一人当たり414,472円、1世帯あたり716,597円となり、収納率は97.73%となっていますが、国保運営はますます厳しい状況にあります。

② 後期高齢者医療制度

令和2年度末の後期高齢者医療の被保険者は1,403人となっています。運営は都道府県単位で行い、本県は熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営を行っています。

町の業務は、各種申請の受理や被保険者証の交付等の窓口業務と保険料の徴収業務ですが、平成20年度から制度開始となり、当初、周知不足から被保険者の理解が得られていない状況が見受けられました。

③ 国民年金

国民年金の平成27年12月末日現在の被保険者数は1,250人であり、そのうち第1号被保険者数は1,012人となっています。

その内、免除者数は360人（35.6%）にも達しており、十分な納付状況とはいえません。このことは、国民年金の受給の際に満額受給ができなく、老後の生活に不安を残しています。

(2) その対策

ア 老人福祉

高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を実現するため、元気高齢者を中心とした退職後の就業や地域・社会活動への参加、健康づくりに向けた取り組みを推進していきます。

在宅での生活を支援するため、地域包括支援センターを核とし、社会福祉協議会や福祉施設との連携を密にした外出・配食・見守り等の日常生活支援、民間企業と連携した山間地域買い物支援、地域や集落支援員と連携した身近な公民館等の「通いの場」での生きがいづくり活動を支援することにより、高齢者の地域・社会参加を推進します。

また、「第8期高森町高齢者福祉計画・高森町介護保険事業計画」(令和3年～令和5年度)に基づき在宅医療・介護連携や生活体制整備事業等に積極的に取組み、「地域」における関係者の「連携」の強化や地域の人材や社会資源を充分に活用して、地域包括ケアシステム構築の本格化を図ります。

介護給付の適正化に向け、「高森町介護給付適正化計画」に取り組んでいます。「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を主要5事業の柱としつつ、受給者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

イ 障がい者（児）福祉

やさしいまちづくりを通じて、障がい者が地域において社会の一員として、社会、文化、経済、その他の活動に参加できるような環境の整備を図るため、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、普通に社会生活を共にするという、「ノーマライゼーション理念」の普及に努め、公共施設内の段差や道路と歩道の段差の改善等を行います。また、児童相談所や福祉事務所、民生児童委員等との緊密な連携を図りながら、障がい者（児）の適切な療育やその家族に対する相談、援護、地域活動の育成及び指導を推進します。

ウ 児童福祉

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行により、幼稚園が認定こども園に移行したことで、教育・保育の量の確保を図るとともに地域型保育の推進を図り質の向上に取り組みます。

エ 母（父）子福祉

改正児童扶養手当法の施行によりその申請手続きを迅速に進め、制度の充実を図ります。

また、子育てなどに関する相談所の設置や支援、子供の就学機会の創出を図るため、福祉事務所等を通じ、健全な子育てができるよう推進します。

才 低所得者対策

近年の社会情勢の悪化等により、高齢者の低所得者世帯の増加が見込まれることから、収入の確保のための指導や生活保護の相談等、上部機関との連携を図りながら住民が安心して暮らせるよう相談体制を確保するとともに、生活困窮者支援制度の利用を促進し、自立生活に向けた支援体制の構築に取り組みます。

カ 社会保険制度

①国民健康保険

年々増加する医療費を抑制するため、適切な受診指導や平成 20 年度から実施された特定検診・特定保健指導についても年々検診受診率及び特定保健指導率も向上しており、重症化予防等に取り組み医療費の増加を抑えることに努めます。

②後期高齢者医療制度

本制度は被保険者への周知不足等で平成 20 年度の制度開始からいろいろな課題が生じたため国の制度見直しが行われました。町としては、広域連合と連携をとり、高齢者医療の健全運営に努めます。

③国民年金

国民年金は、老後の生活を保証する最良の制度であり、年金相談等を通じ適切な受給の指導を行うとともに、国民年金対象者の完全適用と完全納付を図り、年金受給権の確保に努めます。

特に、20 歳到達者の年金加入、無年金者への加入促進、年金資格満了困難者への相談など積極的な事業促進に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	統合保育園送迎事業 児童手当事業 ひとり親家庭医療費助成事業 乳幼児医療費助成事業 重度障がい者医療費助成事業 軽度生活支援事業 生活体制整備事業 敬老祝い金事業 老人クラブ活動助成事業 デイサービス事業 介護基盤緊急整備特別対策事業 介護予防拠点施設整備事業 高森町住民主体の通いの場事業 健康ポイントアプリ導入事業 健康診査事業 山間地域買い物支援事業 外出支援事業 「食」自立支援事業 結婚新生活支援事業 社会福祉協議会運営助成事業 民生委員活動助成事業 放課後児童健全育成事業 マイナンバーカード取得促進事業	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

私たちが健康で豊かな生活を送るには、健康的な生活習慣を身につけることが大切です。しかし、国民健康保険加入者を対象とした特定健診結果によると、高血糖・高LDLコレステロール・高血圧状態にある人が50%～70%と多く動脈硬化を引き起こしやすい状況にあります。

また、国民健康保険医療費を見ると脳血管疾患や虚血性心疾患等の生活習慣病にかかる医療費が総医療費の7割を占め、1月あたり80万円以上の高額医療の原因疾患になっています。さらに、血管変化を伴う腎機能低下者や人工透析者が増加しています。

介護保険認定者の状況を見ると、認知症や脳血管疾患、関節疾患による認定が多くなっています。これらはQOLの低下はもとより、少子化・超高齢化社会が進むなか医療費や介護保険費への影響は大きく安定した社会保障を揺るがすものとなります。

(2) その対策

ア 生活習慣病発症予防・重症化予防対策の推進強化

健康を維持するためには、病気にならない生活習慣を身に付ける事が重要視されています。しかし、生活習慣病の多くは自覚症状に気づきにくく、病気に触まれていく状況にあります。そこで各種健康診査を通して病気の早期発見・早期治療を促すよう受診勧奨に努め、さらに自己の健康状況を理解し、生活習慣を見直しながら重症化予防・早世（そうせい）予防ができるよう、二次精密検査・健康教室・保健指導を進めます。

母子保健については、胎生期・乳幼児期からの健康が将来の健康に大きく影響を及ぼします。そこで妊婦健診結果から母体の健康維持に努め、低体重出生を防ぎます。乳幼児期には子どもの成長発達に応じ、親が見通しを立ててかかわることができるよう乳幼児健診・健康相談・家庭訪問により支援していきます。また、育児不安に対しては子育て支援センターと連携しながら対応していきます。

イ 健康づくりの推進

たとえ病気や障がいがあっても自分らしく豊かな暮らしを行い、各自が自己の健康状態を知り自分にあった生活習慣（運動・栄養・休養）を身につけることができるよう行政放送の活用や健康づくり推進協議会等において地域にあった健康づくりの方策を企画推進します。

そのほか、食生活改善推進協議会等の活動を通じ、家庭からの健康づくりの推進を図ります。

ウ 保健医療提供体制の継続

①住民の誰もが、必要なときに保健医療サービスが受けられるよう、医療機関や包括支援センター、訪問看護ステーションとの連携の強化を図りながら、適切な医療サービスが受けられる体制の継続を図ります。

②救急医療については、阿蘇広域行政事務組合消防署の救急車の移送体制と、阿蘇都市医師会との契約による在宅当番医制の継続を図ります。また、在宅独居老人等の医療体制については緊急通報装置の設置により、迅速な対応を図ります。

③へき地及び無医地区の医療については、町民バスの活用及び訪問看護ステーションとの連携を図りながら、適切な医療体制の継続を図ります。

エ 献血事業の推進強化

現代の医療には、血液及び血液製剤の供給が欠かせず、わが国ではその一部を輸入に頼っています。しかし、外国の献血体制は明確ではなくいろいろな問題が生じており、血液の国内供給を伸ばす必要がうたわれています。そこで、血液の供給を増やすために400ml献血を推進するとともに、各種団体や学校、職場を通じて献血の推進を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	病院群輪番制病院運営事業 在宅当番医制事業	高森町	

9 教育の振興

1. 学校教育

(1) 現況と問題点

本町の学校総数は、現在小学校 1 校、中学校 1 校、義務教育学校 1 校であり、広さ、自然環境とも良好で教育環境としても適した立地条件にあるといえます。しかしながら、過疎の進行により住民の生活環境・価値観等の変化が顕著であり、特に草部・野尻地区においては児童生徒が激減しており、通常編制ではなく複式学級の編成を余儀なくされる状況となっています。

ア 高森町新教育プランの推進

本町では平成 24 年に「高森に誇りを持ち、夢を抱き、元気の出る教育」を目指した「高森町新教育プラン」を策定しました。このプランに沿って、高森町の教育を以下のとおり進めています。

高森の子ども達に「確かな学力」と「豊かな心」を醸成するため、小中一貫教育カリキュラムの研究を進め、地域の歴史・自然・伝統・文化を学ぶ「高森ふるさと学」と、小学校からの英語教育の導入による小中 9 か年間の学びの体系化を行っています。さらに、ALT（外国語指導助手）を小・中学校に配置し、オンライン英会話事業等を実施して、英語や外国文化に親しむ環境を整備しています。

高森の地域性を生かした「地域とともにある学校づくり」を推進するため、平成 26 年度からコミュニティ・スクールを導入しました。高森東学園義務教育学校を「高森東学園」、高森中央小学校・高森中学校を「高森中央学園」として学校・地域が一体となって学校運営に取り組んでいます。

高森町行政と連携した「教育環境の整備」を推進するため ICT（情報通信技術）環境の整備を進め、全ての普通教室に電子黒板等を整備し、タブレット端末は一人一台で利用できるようになりました。また、校務支援システム等を導入することで教職員の事務負担を軽減し、教育研究に時間をかけられるようになりました。また、町費負担教職員等を配置することで、高森東学園義務教育学校の複式学級の解消と高森中央小学校の 35 人学級の導入を実現し、支援を要する子ども達へのサポート体制を整え、児童生徒が十分な教育が受けられる環境を整えています。

高森町の教職員の資質を高めるため、「高森町教育研究会」の活動を活性化し、教職員による研修などを活発に行い、ICT を活用した教育の研究等を進めています。

イ 学校の跡地利用

廃校の跡地利用については、各校区住民のための生涯学習センターとして管理していますが、施設の老朽化や維持管理問題等多くの課題を抱え、校舎等においてはあまり利活用されていない状況にあります。

(2) その対策

ア 高森町新教育プランの推進

児童生徒の健全な成長を目指して、21世紀を生きぬく人材育成と国際化・情報化・少子化等へ対応するため、「高森町新教育プラン」を教育政策の根幹として、以下の取り組みを進めています。

小中一貫カリキュラムの整備をさらに進め、小中学校の義務教育学校化を視野に入れつつ、小学校における教科担任制の導入や「高森ふるさと学」、英語教育を円滑に行える教育環境を整えます。

地域と学校が一体となったコミュニティ・スクールを基盤にした学校運営をさらに進め、地域の特長を生かした学校経営を推進していきます。

高森町行政との連携した教育の情報化をさらに進め、ＩＣＴ機器の整備や人的配置を充実します。特別支援学級や特別教室に電子黒板等を拡充し、タブレット端末の1人1台環境の更新を進め、児童生徒がいつでも快適にＩＣＴを活用した教育が受けられるようになります。また、義務教育学校の特色を生かした複式学級の解消と35人学級を実現するため、町費負担教職員等を配置するなど人的環境の充実を行います。

イ 学校の跡地利用

公共施設として利用予定のない老朽化教職員住宅やプール等については随時解体撤去を行うなど、財産処分に努めています。

また、地域の活性化につながる跡地利用について、教育財産の一般財産への転用などを通し、地域の理解を得ながらその推進に努力します。

2. 社会教育

(1) 現況と問題点

ア 生涯学習の推進

戦後の高度経済成長は住民の生活水準を高めてきましたが、生活様式も大幅に変化し、価値観の多様化等により住民の学習に対する要求も年々複雑多様化しています。

この様に社会教育活動の果たす役割は益々大きなものとなっていることから、より質の高い学習機会の充実が求められています。

身近な学習拠点として情報や学習機会を提供してきましたが、生涯学習体制の整備はまだまだ十分ではなく、早急に生涯学習の多様な要求に応えられるような施設の設置、指導者の養成、情報提供や図書の充実など、条件整備を進める必要があります。

イ 人権教育の推進

私たち住民は、誰もが健康で幸せな生活を送ることを願っています。しかし、女性に対する差別や障がい者に対する差別等が現存しており、最も重要な問題が同和問題だと言われています。

本町においては、「高森町人権同和教育推進協議会」を設置し、学校・行政・社会教育各部

会を設け、同和問題を人権問題の重要な柱としてあらゆる差別の早期撤廃に向け、研修会、学習会等啓発活動にたゆまぬ努力を続けています。学校教育においても、全教科・全領域において同和教育の視点にたった指導が実施されています。今後も、学校、家庭、地域のより一層の連携と充実を図り、官民一体となって啓発活動の推進を図り、すべての住民が住みよいまちづくりに努めます。

ウ 青少年の健全育成

青少年健全育成については、高森町青少年育成町民会議を中心として、高森の宝である青少年を地域で育て、郷土を愛する心や豊かな人間性・社会性を身につけるためさまざまな体験活動を行っています。また、学校週5日制が平成14年度からスタートしたことから「武道・スポーツクラブ」の育成等の開設を通じて対応事業を推進してきました。

さらに、放課後における子供たちの安全で健やかな居場所づくりとして放課後子ども教室推進事業を平成21年度から実施しています。

しかしながら、情報の氾濫や生活様式の変化等により、青少年を取り巻く環境は年々厳しくなっています。特に、子供たちが豊かで多様な生活体験・自然体験などの活動ができる機会は少なくなっています。

エ 社会体育の推進

本町のスポーツ・レクリエーション活動は、スポーツ推進委員・高森町スポーツ協会・高森町総合型地域スポーツクラブ「高SP0」で推進しています。

本町の競技スポーツは、50年の歴史を持つ高森町スポーツ協会を中心に組織され、積極的な活動が展開され、競技のレベルアップの推進に努めています。

平成24年度には、健康で明るく人に優しい「生き生き・健康・たかもり」の地域づくりを目指し、またそれが継続できる環境を実現することを理念とした高森町総合型地域スポーツクラブ「高SP0」が設立され、現在32教室に多くの町民が定期的に参加できる環境になりました。

また、平成31年4月に熊本県小学校運動部活動が廃止されたことにより、児童の運動は地域の社会体育へと移行することとなり、総合型地域スポーツクラブが受け皿となり、児童の運動環境を確保しています。今後も、誰もがレベルや興味に応じた種目を選び、運動が生活の一部（Sport in Life）になるよう更なる総合型地域スポーツクラブの充実を目指します。

（2） その対策

ア 生涯学習の推進

地域の連帯意識の高揚に努め、地域の課題や学習要求に住民自らが積極的に取り組める体制の整備を進めるとともに、学習拠点施設として、施設の整備等努めるとともに、廃校施設を再利用し、生涯学習施設としての有効利用を推進します。

イ 人権教育の推進

すべての住民が差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを推進していくため、官民一体となって「高森町人権同和教育推進協議会」の組織の充実に努めます。

また、各部会の現状を把握し、相互の連携を図りながら地域に根ざした啓発活動を展開し、一人ひとりが自らの問題として捉え、具体的な行動につなげ、地域や各種団体等のリーダーとともに人権教育の裾野を広げていきます。

ウ 青少年の健全育成

青少年育成町民会議を中心として、青年・少年団体の育成と組織の強化を図り、積極的にボランティア活動に取り組む青少年の活動を推進します。

また、地域の人材や教育力を積極的に活用し、たくましく想像力豊かな青少年の育成に努めます。

このほか、地域にとっての学校を地域共有財産として活用し、放課後子ども推進事業を強化し、地域の人々との交流や社会教育に対する理解を深め、地域に拓かれ、地域とともに発展していく体制づくりと積極的に相互支援体制を推進するとともに、地域における人材と教育力の推進に努めます。

エ スポーツの推進

私たちが健やかな日常生活を送るためにには、心身ともに健康でなければなりません。そして日々の健康を維持するためには、適度の運動と休養が必要です。

本町では、平成31年に策定した、高森町スポーツ推進計画に沿って、多世代の方のスポーツ文化の振興に努めます。

このために、競技スポーツの強化、競技大会の推進とともに総合型地域スポーツクラブの強化と支援に積極的に取り組み、生涯スポーツの普及発展を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育 関連施設 校舎 水泳プール 寄宿舎 教職員住宅 その他	<p>高森東学園義務教育学校トイレ改修事業</p> <p>高森東学園義務教育学校教室床改修事業</p> <p>高森東学園義務教育学校雨漏り改修事業</p> <p>高森東学園義務教育学校体育館更衣室改修事業</p> <p>高森中央小学校改修工事</p> <p>高森中学校改修工事</p> <p>高森東学園義務教育学校渡り廊下改修事業</p> <p>高森東学園義務教育学校ベランダ改修事業</p> <p>高森中学校ベランダフェンス改修事業</p> <p>高森町立小・中・義務教育学校空調整備工事</p> <p>高森中央学園校舎新設・改修事業</p> <p>高森中学校電動水抜装置更新改修事業</p> <p>高森中央小学校防犯カメラ設置事業</p> <p>高森東学園義務教育学校プール改修事業</p> <p>学生寮整備事業</p> <p>老朽化教員住宅等解体撤去事業</p> <p>高森町立学校スクールバス購入事業</p> <p>高森町立学校大型掲示装置更新事業</p> <p>高森町立学校児童生徒学習者用デジタル教科書購入事業</p> <p>高森中央学園コミュニティ・スクール運営事業</p> <p>高森東学園義務教育学校コミュニティ・スクール運営事業</p>	高森町	

		高森中央小学校橋梁点検・橋梁補修事業 高森町立学校情報通信ネットワーク増強事業	高森町	
(3)集会施設、 体育施設等 体育施設		町民体育館電気系統改修事業 町民体育館多目的トイレ等改修事業 町民グラウンドキュービクル改修事業	高森町	
(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 生涯学習・ スポーツ		高 SPO 活動事業	高森町	
(5)その他		高森町民体育館雨漏り改修事業 高森中央小学校共同調理場給食配送車 購入事業 高森中央小学校共同調理場空調整備事業 高森東学園義務教育学校調理場空調整 備事業 高森中央学園調理場新設事業 高森中央小学校共同調理場調理器具購 入事業	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備等

1. 集落の機能

(1) 現況と問題点

町内の生活圏域は、大きく分けて旧草部村（56.87 km²）、旧野尻村（70.32 km²）、旧色見村（32.79 km²）、旧高森町（15.08 km²）に分かれています。

阿蘇外輪山内側の高森・色見地区には、集落が集団化していて、全人口の約79%が居住しています。一方、外輪山外側の野尻・草部地区では、地理的条件からほぼ全域に亘り小規模な集落が散在していて、中心地の高森地区までの距離をみると約10km～35kmの地点間にあり、行政の上では各出張所を設けて対応しています。

本町における集落数は、94ヶ所を数え、10戸以下の集落数が48ヶ所、11～20戸の集落が24ヶ所で、これらの集落で76%を占めています。

(2) その対策

集落規模適正化は、住民の生活便益の確保、防災医療の確保等の見地から重要な施策のひとつとして考えられますが、歴史的、経済的な集積があり困難なものとなっています。

このような中で、人口の減少や核家族化により今後住民が互いに支えあうことのできる交流がますます重要となりつつあり、地域コミュニティ組織の設立の推進とともに、町整備による各種センター、各地区における公民館・集会施設や、学校跡地整備事業として整備されたコミュニティセンターを始め体育館施設等を活用した住民間の交流を活性化させていくことが求められています。

各地区の拠点施設等での住民交流・地域間交流・国際交流の促進に努めるとともに、主産業である農業の特産品を活用したイベントの開催や、グリーンツーリズム活動の一環で農家民宿・農家レストラン等により地域間交流、都市部との交流を促進し、人口の減少や核家族化により今後住民が互いに支えあうことがますます重要となることから、住民間の交流がますます活性化するような取り組みに努めます。

2. 活力ある地域づくり

(1) 現況と問題点

身近な地域づくりへの関心の高まりや人口の高齢化に伴う地域福祉への要請など、コミュニティの重要性はますます高まっています。

このような中で、私達がまちづくりを展開するためには、行政主導ではなく、住民一人ひとりの自立・地域の自立を高めることが必要不可欠なことであり、ひいては個人が尊重され、自立した人々が地域において協働関係を広げていくことが重要だと考えられます。

また、住民の間でも過疎化を防止し地域の活性化と、町民所得の向上を図るための組織化が進むなど、徐々に地域づくりに対する取組みや意識が高まりつつあります。

今後は、様々な主体による幅広い分野での住民交流や都市部との交流、国際交流、また他の市町村との交流人口の増加を図り、地域を活性化させていくことが求められています。

(2) その対策

住民の自主性と主体性を尊重したコミュニティづくりや経済・学術・文化・スポーツなどあらゆる機会を通じて、多彩な人々の交流が展開されるよう、各地区の拠点施設で住民交流・地域間交流・国際交流の促進に努めます。

住民交流が地域協働の要、移住・定住者として期待されることから、交流拠点の活用や空き家の活用を推進します。併せて地域間交流の場として活用を推進します。

また、国際化の時代に対応したまちづくり、人づくりの両面を促進するため、文化や体育行事の開催により、国内外との交流などの取り組みの推進に努めます。

3. 住民主役のまちづくり

(1) 現況と問題点

まちづくりにはそこに暮らす町民の参加と協働が必要であり、主役は住民です。

高度化、多様化する住民のニーズや様々な地域課題に対し、現状を的確に把握し、合意形成と住民意識の向上を図りつつ、住民と行政の適正な役割分担に基づいた参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。そのためには、町民への積極的な情報公開を推進し、町民と行政との信頼関係を強化し、多くの町民が主体的に参画するまちづくり活動を推進することが重要です。

(2) その対策

住民と協働による推進体制を確立させ「住民参加のまちづくり」から「住民主体のまちづくり」へと展開させていく必要があります。

また、住民が町政について関心を持ち、その活動について的確な判断と参加を行えるよう、住民が保有している情報の公開に努めていく必要があります。

高齢者のこれまでの人生で培われた力の活用や住民相互の支え合いの促進を目指し、住民活動を促進する環境の整備や住民主体のまちづくり活動への支援などにより、住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化活動は、「高森町文化協会」(21団体)を中心としてさまざまな活動が展開されています。その内町民文化事業の祭典として、「すまいるフェスタ in たかもり」「町民音楽祭」が実施され、広範な分野にわたって多彩な文化活動が繰り広げられています。

しかし近年、会員の固定化傾向が見られ、新規加入者の発掘が急務となっています。「大阿蘇絵画展」については、毎年開催し令和3年度には第30回記念開催となります。出展数の減少傾向にあるため、その対策を講じる必要があります。

文化財保護事業については、文化財保護委員(5名)を設置し、町の貴重な文化遺産であり郷土の歴史を知るうえでも無形民俗文化財・有形文化財を指定し保存に努め、標木の設置や文化財資料集の発行を通じて、住民の文化財保護意識の普及高揚に努めています。さらに、幅・津留遺跡をはじめ、まだ埋もれた貴重な文化財が数多く存在するものと思われることから、文化財保護の体制整備を図るとともに、専門的な知識を持つ人材の育成を図り、より一層文化財保護事業に努めなければなりません。

また、阿蘇郡市7市町村においては世界文化遺産登録を目指しています。阿蘇の雄大な草原や生活を営んできた田畠の景観は日本でも稀であり、「阿蘇の重要文化的景観」として草原が選定されています。この景観は野焼きや放牧によって作られてきたものであるが、担い手の高齢化や後継者不足により牧野の維持管理や野焼きの実施が厳しい状況にあります。今後も世界文化遺産登録推進のため、重要文化的景観の保全活用を積極的に進めていく必要があります。

(2) その対策

町民の日常の生活に潤いを持つためには、芸術文化活動は大変重要です。そこで、総合的な芸術文化計画を策定し、文化公演・演劇公演・音楽会等を定期的に開催するとともに、町民自らが参加する芸術文化活動を推進します。

また、本町のキヤッチフレーズでもあります「野の花と風薫る郷」を目指し文化の薫り高いまちづくりの推進に努めます。

さらに、「大阿蘇絵画展」をさらに広く周知し、誰もが楽しく自由に応募できる対策を講じます。

文化財保護事業については、町指定・県指定文化財の保存及び表示板の整備と文化財専門人材の確保に努め、住民の文化財保護意識の高揚を図ります。

文化財保護の体制整備のため、文化財専門職員(学芸員)の配置について

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
10 地域文 化の振興 等	(3)その他	文化財標木設置事業	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

エネルギー利用が不可欠な日常生活や企業活動において、化石燃料の使用は、大気汚染や地球温暖化、酸性雨等の地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす原因となっていることに加え、化石燃料の枯渇が予想されています。また、2011（平成23）年3月の東日本大震災とそれに伴い起きた福島第一原子力発電所事故以後、省エネルギーの推進及び化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及が課題となっています。

(2) その対策

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、町民への普及啓発を進めます。また化石燃料依存の生活を改めるよう、町民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の促進	(3)その他	住宅用太陽光発電助成事業 木質バイオマス活用助成事業	高森町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設における再生可能エネルギーの導入等にあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図るものとします。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町の大部分を占める中山間地域では、過疎化や少子高齢化が一層進んでおり、農林水産業など産業活動の低迷や担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の増加、地域コミュニティ機能の低下等が深刻な課題となっています。

(2) その対策

中山間地域の衰退は、市街地の住民を含めて町民全体の課題となっていることから、本町の実情に合わせた振興策について、行政や地域住民が一体となって取り組みます。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	空家等対策計画に基づく補助事業 エンターテインメント業界と連携した協定事業 日本で最も美しい村連合事業 人事交流事業	高森町	空き家バンク登録促進や空き家利用希望者の事前資金調達策定計画などに寄与できます。 漫画クリエーターなどの移住定住の促進に繋がります。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 観光 企業誘致	新規就農支援事業 生産性向上事業 スマート農業総合推進対策事業 広域鳥獣クラウドシステム事業 森林クラウド整備事業 ブランド化推進事業 観光コーディネーター養成事業 地方創生推進交付金事業 キャッシュレス・消費者還元事業 エンタメ業界との連携協定事業 地方創生テレワーク交付金事業	高森町	農林業、商工業、観光業の振興及び担い手の確保・育成等により地域経済の活性化に寄与でき、効果が将来に及びます。 受入拠点施設運営等に関連した地場産業の振興が図れます。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 その他	情報通信基盤整備事業 オープンデータ活用による情報公開事業 ケーブルテレビ局等との情報相互交流事業	高森町	情報通信基盤施設を活用し、地域間交流人口の創出が図れます。オープンデータを活用した緊急時における

				る的確な情報 発信が図れ、 効果が将来に わたります。
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	町民バス運行特別対策事業 地域公共交通調査事業 地域公共交通再編推進事業 地方公共交通運営整備事業	高森町	地域住民の利 便性向上を図 る取組であ り、将来にわ たり効果が見 込めます。
6 子育て環 境 の 確 保、高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	(8) 過疎 地域 持続的発展特 別事業 児童福祉 高齢者・障 害者福祉 健康づくり その他	統合保育園送迎事業 児童手当事業 ひとり親家庭医療費助成事業 乳幼児医療費助成事業 重度障がい者医療費助成事業 軽度生活支援事業 生活体制整備事業 敬老祝い金事業 老人クラブ活動助成事業 デイサービス事業 介護基盤緊急整備特別対策事業 介護予防拠点施設整備事業 高森町住民主体の通いの場事業 健康ポイントアプリ導入事業 健康診査事業 山間地域買い物支援事業 外出支援事業 「食」自立支援事業 結婚新生活支援事業 社会福祉協議会運営助成事業 民生委員活動助成事業	高森町	安心して子ど もを産み育て ることができる 環境の整備 や高齢者の健 康増進等によ り地域住民の 福祉の向上を 図る取組であ り、将来にわ たり効果が見 込めます。

		放課後児童健全育成事業 マイナンバーカード取得促進事業		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	病院群輪番制病院運営事業 在宅当番医制事業	高森町	地域医療体制の維持・強化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込めます。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	高 SPO 活動事業	高森町	スポーツや文化活動を通して、生きがいや地域コミュニティ・活性化できるような環境が整備でき、持続可能な体制が図れます。